契約書兼重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問介護）

（令和　6年　10月　1日現在）

1．事業者の概要

事業者（法人）名	ウェルフォレスト株式会社			法人種別	営利法人
代　表　者	役職名	代表取締役	氏名	森慎吾	
所在地 電話番号	住所　〒8219-1102 福岡県糸島市高田4丁目3番16号 ＴＥＬ　092-321-4681　　ＦＡＸ　092-321-4682				
事業内容	訪問介護・介護予防訪問介護				
法人の沿革	平成　23　年　8　月　10日　設立				
法人が所有する事業所の種類・数	訪問介護事業所の他、通所介護事業所・居宅介護支援事業所がある。 現在の事業所数は5				

2．事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション　ウェル飯塚		
所在地 電話番号	住所　〒820-0040 福岡県飯塚市吉原町11番21号 ＴＥＬ　0948-21-7103　　ＦＡＸ　0948-21-7100		
事業所番号	4071804480	指定取得日	令和6年10月1日
管理者名	三角　千里		
事業の目的	要介護状態又は要支援状態になられた方々に対し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。		
運営の方針	利用者様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的の行うものとする。		
研修の実施状況	事業所内研修により、提供するサービスの質の均一性を確保すると同時に、外部研修では、特に認知症の研修・看取りの研修を重点に派遣している。		

3．事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	1名（管理者兼務）	利用調整、技術指導、入浴、排泄、食事等生活全般の援助
訪問介護員	6名（常勤0人、非常勤6人）	入浴、排泄、食事等生活全般の援助

いつでも担当職員にご質問下さい。

(4) 職員は、常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでも、その場でお求め下さい。

7．サービス提供の流れ

訪問介護提供の統一した流れは以下のとおりです。

訪問介護受付	利用者又は介護支援専門員の来所又は電話による訪問介護の利用の受付 来所又は電話等による聞き取りから訪問介護利用の相談を受け付けます。
契約・承諾	担当サービス提供責任者による訪問日時の調整 介護保険制度利用についての説明 訪問による契約書・承諾書等の契約・承諾 契約の有効期間は認定有効期間終了日までです。ただし、更新を受け要支援・要介護状態であり、利用者から申し出が無い場合は、自動的に更新されます。
訪問時の挨拶	利用者在宅の確認、利用者の状態観察、介護意志の確認、介護内容の確認、医療サービスの把握、福祉サービスの把握、前回実施した介護の記録内容の把握
アセスメント	本人・家族の状態把握、心身機能の評価、介護不安等の主訴、特別事項の確認 利用者の希望する曜日・時間
訪問介護計画書作成と承諾	担当する居宅介護支援事業者の確認と登録 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画書との照合と調整 訪問介護計画書の作成と承諾、訪問介護手順書の作成と承諾
連携調整	利用者を担当する居宅介護支援事業者との連携調整 利用者が利用する他のサービス事業者との連携調整 必要に応じ医療機関・福祉機関との連携調整 主たる介護者との連携調整
派遣者調整	担当となる訪問介護員の調整 担当となった訪問介護員への介護内容の説明と確認
オリエンテーション	利用者宅にサービス提供責任者並びに訪問介護員が訪問し介護手順を説明しながら介護の提供を開始
介護開始	※利用者が介護中に急変した場合は救急車を呼ぶなど救急対応を行うほか事業所や緊急連絡先へ連絡します。
モニタリング	担当サービス提供責任者がおよそ１ヶ月に１度訪問し提供している介護内容を調査 本人の心身の状態、家族の状況、介護程度、訪問介護員の質・提供の調査
訪問介護計画の変更	モニタリングにより変更が必要と判断した場合は担当する居宅介護支援事業者に連絡し介護内容変更の依頼申請 訪問介護計画書を修正し利用者並びに家族への説明と承諾
変更調整	訪問介護計画の変更に伴い訪問介護員の調整
訪問介護の終了	居宅サービス計画、訪問介護計画の達成により終了の手続き 利用者又は家族の希望により訪問介護の契約を解約することによる終了

8．サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

【基本料金】

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体介護	1664円	2491円	3951円	5789円	6626円
1割負担	167円	250円	396円	579円	663円
2割負担	333円	499円	791円	1158円	1326円
3割負担	500円	748円	1186円	1737円	1988円

	45分未満	45分以上
生活援助のみ	1828円	2246円

	1回につき
通院等乗降介助	970円

介護予防（総合事業）					
週1回程度	１１７６単位	週2回程度	２３４９単位	訪問型A1（1回60分程度）	235単位（1回）

【加算】下記の加算のうち、初回加算・介護職員処遇改善加算を算定しています。

中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	初回加算	生活機能向上連携加算	介護職員処遇改善加算
円	円	円	2042円	円	介護報酬総単位×5，5%×10.21円

※朝（6：00～8：00）　夜間（18：00～22：00）は25%割り増し、深夜（22：00～6：00）は50%割り増しになります。

※上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

※やむを得ない事情で、二人の訪問介護員でサービスを実施した場合、利用者の同意の上、二人分の料金をいただきます。

※身体介護20分未満を行う時は、以下の要件が必要です。

1、夜間・深夜・早朝（午後6時から午前8時まで）に行われる身体介護である。

2、日中（午前8時から午後6時まで）に行われる場合は、以下を満たす時。

・利用対象者が、要介護3から要介護5で、障害高齢者の日常生活自立度ランクBからCまでであること。

・当該利用者に係るサービス担当者会議（3月に1回以上開催）において、1週間に5日以上の20分未満の身体介護が必要であると認められた時。

※保険適用外部分について料金を改定する際には1ケ月以上前に利用者に文章で連絡します。

※中山間地域等における小規模事業所加算は中山間地域における小規模事業所が訪問介護を行った場合に加算します。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は中山間地域に居住するものにサービス提供した場合に加算します。

※緊急時訪問介護加算は利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※訪問介護初回加算は新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合に加算します。

※生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者がリハビリテーション専門職に同行し、両者の共同による訪問介護計画を作成し、サービス提供を行った時、初回の訪問から3ヶ月間加算します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善交付金から円滑に移行するための加算で、都道府県知事等へ届出した事業所は加算することができます。

について開示しない事があります。

本人の同意を得ずに情報の提供を行う例外的な場合は、①検査等の業務を委託する場合、②外部監査機関への情報提供、③あらかじめ特定の機関（病院等）と情報を共有することを利用者との間で取り決めている場合があります。

12. 虐待の防止について

サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13. 個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

①当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

②当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

③当該事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

当該事業所が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

14. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に連絡致します。

15. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡致します。

16. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】 ウェルケア吉原町壱番館	所在地　飯塚市吉原町１１－２１ ＴＥＬ　０９４８－２１－７１００　　ＦＡＸ　０９４８－２１－７１０７ 受付時間　９：００～１７：３０
【地域包括支援センターの窓口】 飯塚市地域包括支援センター	所在地　飯塚市新立岩５－５ ＴＥＬ　０９４８－２２－５５００　　ＦＡＸ　０９４８－２１－２０６６ 受付時間　９：００～１７：００
【市町村の窓口】 飯塚市福祉部介護保険課	所在地　飯塚市新立岩５－５ ＴＥＬ　０９４８－２２－５５００　　ＦＡＸ　０９４８－２１－２０６６ 受付時間　９：００～１７：００
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地　福岡県博多区吉塚本町13－47 ＴＥＬ　０９２－６４２－７８５９　　ＦＡＸ　０９０－６４２－７８５６ 受付時間　９：００～１７：００

事前に連絡を致します。

21.　第三者評価について

実施はありません。

上記の内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、説明を行いました。

説明日　令和　　年　　月　　日

説明者	職　名	管理者	氏　名	三角　千里

【事業者】		
	所　在　地	福岡県糸島市高田４丁目３番１６号
	事業者(法人)名	ウェルフォレスト株式会社
	代　表　者　名	代表取締役　森慎吾　　印
	事　業　所　名	ヘルパーステーション　ウェル飯塚

上記の内容について説明を受けました。

【利用者】		
	住　　所	
	氏　　名	印

【代理人又は立会人】		
	住　　所	
	氏　　名	続柄　　印

※立会人とは、事業者と利用者のどちらにも属さないで、双方の意思を確認する第三者を言います。